就学時健康診断を実施します

平成30年4月に、小学校に入学されるお子さんを対象とした、就学時健康診断を実施します。 下表の日程にしたがって受診してください。

通知書は、7月から随時発送します。

当日は、就学時健康診断票等に必要事項を記入の上、受診してください。

- ▶受付時間=午後1時~1時15分
- ▶持ち物=就学時健康診断票等・食物アレルギー調査表・母子手帳・上履き

| 実施会場 | 児童見込数 | 実施期日 | 実施内容 |
|--------|-------|-----------|---------------------------------------|
| 本郷小学校 | 23名 | 9月27日(水) | · · 内科 |
| 本郷北小学校 | 40名 | 9月11日(月) |) · 歯科 |
| 上三川小学校 | 99名 | 9月27日(水) | ·知能検査 |
| 坂上小学校 | 16名 | 10月18日(水) | |
| 北小学校 | 36名 | 9月13日(水) | · ··································· |
| 明治小学校 | 35名 | 10月3日(火) | · 聴力 |
| 明治南小学校 | 22名 | 10月4日(水) | ·面接 |

平成29年度 早期教育相談のご案内

~お子さんの健やかな成長を応援しています~

上三川町教育委員会では、小学校入学前(年長児)に関するお子さまの成長のこと、お子さんへの関わり方への不安や悩みについて町のスクールカウンセラーによる相談を行ないます。1回の相談は45分。料金は無料です。先着順となります。

相談希望の1週間前までに教育総務課学校教育係(Tel 56-9156)まで、お電話でお申込みください。

| 回数 | 日にちと場所 | 相談時間 | | |
|-----|--------------------------|--------------------------------|--|--|
| 第1回 | 平成29年10月20日(金) 上三川町役場 | | | |
| 第2回 | 平成29年11月24日(金) 上三川町役場 | | | |
| 第3回 | 平成29年12月15日(金) 上三川町役場 | ①午後2時~午後2時45分 | | |
| 第4回 | 平成30年1月19日(金) 上三川町役場 | ②午後3時~午後3時45分 ③午後4時~午後4時45分 | | |
| 第5回 | 平成30年2月16日(金) 上三川町役場 | | | |
| 第6回 | 平成30年3月16日(金) 上三川町役場 | | | |

「どうしたらよいだろう」と感じたときは、家庭で抱えこまず、ぜひご相談ください。

▶問い合せ先=教育総務課 学校教育係 ☎56 9156

医療法人社団友志会

職員一同がんばりますのでよろしくお願いします。

石橋総合病院

〒329-0596 栃木県下野市下古山1丁目15-4 TEL 0285-53-1134

石橋総合病院が新体制でスタートして4か月が過ぎました。 5月から透析室(23床)がオープンしました。 地域医療を担う総合病院として、地域のみなさんのお役に立てるよう

診療科:内科、神経内科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、 泌尿器科、婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科、リハビリテーション科、麻酔科



上三川町空家等対策の推進に関する条例が施行されます**空き家を放置しない!!**

されました。 保全を図るとともに、 近年問題になっている空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施し、 空家等の活用を促進するため、 上三川町空家等対策の推進に関する条例が施行 町民の皆様の生活環境の

○条例の主な内容

(空家等の所有者等の責務)

義務があります。り、所有者等は常に空家等を適切に管理する責任と本来空家等は、町の管理権限の及ばない財産であ

(町の責務)

ることとなります。 空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施す

(町民の皆様からの情報提供)

うに努めていただきます。等を発見したときには、その情報を町に提供するよ町民の皆様は、適切な管理が行われていない空家

(特定空家等の認定)

して認定いたします。き、特定空家等と認められる場合には、特定空家等と調査を行い、上三川町空家等対策協議会の意見を聴調査を行い、上三川町空家等対策協議会の意見を聴町民の皆様から情報提供などいただいたときには

をいう。 をいう。 をいう。 をいう。 をいう。 でいないことにより著しく景観を損なっている状態 でいる。

助言・指導 告 告



処置を講じるように助言・指導をします。▼助言・指導=特定空家等の所有者に対して、必要な

ない場合には、期限を定めて命令処分を行います。・命令=勧告に基づく必要な措置を期限までに講じを講ずるように勧告します。措置を講じない場合には期限を定めて必要な措置措置を講じない場合には期限を定めて必要な措置

します。 使われていない建物等の適正な管理をお願い

内の除草、樹木の伐採等の管理をお願いします。迷惑にならないよう、定期的に建物の修繕や、敷地者(相続人を含む)の責任になります。近隣住民の実際に住んでいなくても建物や敷地の管理は所有

▼問い合わせ先=

建築課 計画係 🏠 569145

在宅介護支援センターによる介護予防教室のご案内

今日の元気を明日の元気に!!おおむね65歳以上の方を対象に介護予防教室を実施します。 みんなで楽しく活動しましょう。みなさまの参加をお待ちしています。

| がかると来して石刻しなしよう。のなどなの参加を即行うしているす。 | | | | | | | | |
|----------------------------------|---------------------|-------|--------|--------------------------|--|--|--|--|
| 日にち | 時間 | 内容 | 場所 | 申し込み先 | | | | |
| 7月14日(金) | 午前 10 時 ~正午 · | 楽しく体操 | 中央公民館 | ふじやまの里 Tel 56-0958 | | | | |
| 7月14日(金) | | 音楽体操 | 下多功公民館 | トータスホーム - Tel 52-2220 | | | | |
| 7月29日(土) | | 工作 | 鞘堂公民館 | | | | | |
| 8月 1日(火) | | 工作 | 天神町公民館 | | | | | |
| 8月 2日(水) | | 工作・手芸 | 西汗下公民館 | 友愛苑 | | | | |
| 8月 3日(木) | | 音楽体操 | 本北コミセン | Tel 56-8885 | | | | |

▶問い合わせ先=保険課 高齢者支援係 ☎(56)9102